

資 料

ドイツ「執行官制度の改革のための法律案」
試訳（１）

柳 沢 雄 二

訳者はしがき

本資料は、拙稿「ドイツにおける執行官制度の民営化に関する議論（１）——（３・完）」（比較法学第41巻第2号，第3号，第42巻第2号）において中心的に取り上げた，ドイツ連邦議会に提出された「執行官制度の改革のための法律案」（BT-Drs. 16/5727）のうちでも，とくに前書き（Vorblatt）の部分，条項の部分および連邦政府の態度表明の部分について試訳をしたものである。

同法律案は，2007年5月11日に連邦参議院の第833本会議において決議されたものであり，基本法第76条第3項に基づき，前書きおよび理由を付して，書類1として，2007年6月20日付で連邦首相からドイツ連邦議会議長あてに提出されている。また，書類2として，本法律案に対する連邦政府の態度表明が添付されている。

本法律案は，全部で8か条である。第1条は，執行士法の制定を予定しており，執行士法は第1条から第108条までである。また，第2条では社会福祉法第6編の，第3条では裁判所構成法の，第4条では民事訴訟法の，第5条では執行官費用法の，第6条では司法補助官法の，そして第7条では売上税法の，それぞれ一部改正が予定されている。第8条は，施行に関する規定である。

なお，本法律案における理由の部分（総論・各論）については，紙幅の関係上，本資料では省略せざるを得なかった。他方で，前書きの部分および連邦政府の態度表明の部分については，ここにドイツにおける執行官制度の現在の問題点および本法律案の提案理由等が簡潔に示されていることから，条項の部分とともにその試訳を掲載することとした。

さらに，本法律案には，先議された連邦参議院の委員会による，一定の修正を条件とした委員会勧告（BR-Drs. 150/1/07）が出されており，それを受けて連邦参議院において一部の条項の修正または新設規定の追加がなされてい

る。そこで、修正された条項に関しては修正前の規律と修正の理由について、また新設規定に関しては追加の理由について、それぞれ脚注で補足してある。

その他、一部改正が予定されている法律については、参考のために、改正される各条項の該当部分に関する現在の規定の和訳等を、脚注で示しておいた。

連邦議会
第16選挙期

Drucksache 16/5727
2007年 6 月20日

連邦参議院の法律案

執行官制度の改革のための法律案

A 問題点及び目標

執行官制度は、強制執行の効率性を中長期的に維持しかつ改善するために、構造改革を必要とする。すべてのラントにおいて司法が義務づけられている経費削減義務（Sparzwänge）に鑑みて、絶え間なく続く大量の業務は、執行官の職務が、司法固有の公務員によってではなく、自己の計算によるけれども国家の監督の下で活動する権限受任者（Beliehene）によって処理される場合のみ、履行することができる。それと同時に、強制執行に対する大規模な国家の補助金を削減することが行われなければならない。システムの転換は、費用がかかり、議論が対立しかつ非常に紛争が生じやすい役場費用補償（Büro-kostenentschädigung）という現在のシステムでは不可能な、新たな労働意欲（Leistungsanreize）を創出する。

B 解決策

本草案は、執行官の職務を、専任の職務行使のための公証人に関する規定に依拠して独自の法律でその地位が規律される権限受任者に委任することを予定する。債権者は将来、複数の互いに競争状態にある執行士の中から選択することができ、それによって執行の結果の発生に対するより強い方向づけが期待され得る。権限委任（Beleihung）によっても、委任された職務の秩序ある履行に対する国家の責任は、従前と同様である。国家は、効果的な監督を通じて、権限受任者が委任された活動を適切に遂行することに配慮する。

執行士費用法は、権限の委任を受けた執行士が自己の経済的責任でその職務を履行することができるように、費用対効果が高く（kostendeckend）整備される。そのために必要とされる発生手数料（Grbühereaufkommen）の増額は、債権者が満足した場合にその限りでのみ生じる新たな手数料を通じて幅広く補填される。さらに、現在の手数料は適度に増額され、公共体の費用法上の特権は廃止され、かつ執行士の報酬に応じて支払われる売上税のための新たな立替金要件が創設される。

C 代替案

現在の執行官システムの構造的な欠陥は、執行官の公務員たる地位を維持するのでは、包括的に解決することができない。単純に手数料を増額するだけでは、人的状況を緩和（Entspannung）することにも効率性を改善することにもならないであろう。執行官を区裁判所に場所的および組織的（organisatorische）に組み入れること（官庁システム・Amtssystem）は、高額な国家の補助金を根本から変えることにはならず、むしろ新たな労働意欲を通じた効率性の改善を期待させることなく、超過費用及び職の超過需要（Stellenmehrbedarf）をもたらすであろう。

D 財政上の影響

1 執行費用以外の予算の支出

連邦及び各ラントにとっては、執行官費用法における公共体の費用免除を廃止することによって、超過費用が生じ得る。司法の側では、超過負担は年間約1800万ユーロになり得るが、他の公法上の債権者は、自己の執行担当公務員（Vollziehungsbeamter）を利用することによって執行士の手数料の支払いを回避することができるであろう。さらに各ラントにとっては、訴訟救助のための予測可能な超過支出が生じ得る。

もっとも、現在連邦レベルで約1億9800万ユーロかかる執行官の活動の補助金を削減することによるはるかに大きな節約が、公共体の超過費用と対峙する。さらに、執行士の報酬に対する将来の売上税支払義務を通じて、年間約1億1300万ユーロの売上税の増加（Umsatzsteuermehreinnahmen）が生じることになる。

移行期間の間、地位を転換する者（Statuswechslern）の収入を保障するための給付に基づく、見積もることができない追加的な費用が公的予算に発生し

得る。さらに、個々のラントが移行段階において教育費用のために支払わなければならない補助金 (Zuschüsse) を通じた費用、及びシステム転換の遂行によるその他の費用が発生する。どのくらいの執行官が公務員の地位から権限委任者の地位に転換し、またどのくらいの執行士が新たに教育を受けるかを予測することができないために、移行期間中の追加的な費用を見積もることはできない。もっとも、当該費用は、移行によってもなお利用される公務員の活動に対して新たな執行士費用法を適用することによって生じる手数料の増加 (Gebührenmehreinnahmen) を通じて、補填されるであろう。

2 執行費用

現在のシステムにおける監督の構造は基本的に変更されずに引き継がれるため、執行費用 (Vollzugsaufwand) が増額される心配はない。権限委任の職 (Beleihungsstellen) の補充及び管理に関する各ラントの費用は、これまでの公務員の正規定員の補充及び管理に関する費用に代替し、かつ少なくともこの費用を超えることはないであろう。

E その他の費用

公的予算以外に発生する費用又は強制執行に関する現在の国家の補助金を削減することによる価格水準への影響は、完全に排除することはできない。申立人の観点からは、執行士の手数料は2.63倍に増額されるであろう。さらに、申立人が将来は執行士の報酬に割り当てられる売上税を支払わなければならないと考える場合には、当該負担は全体的に3.13倍に増加する。もっとも、手数料の増額は、債権者が満足した場合にその限りでのみ発生する新たな手数料の創設を通じて、その大部分が置き換えられるであろう。その他、申立人の側からは、権限委任システムへの転換による効率性の改善という利点が、高額な執行費用と対峙する。

執行官制度の改革のための法律案

連邦議会は、連邦参議院の同意を得て、以下の法律を制定した。

第 1 条 執行士法

目 次

第 1 章 執行士の職務

第 1 節 執行士の任命

執行士の地位	第 1 条
執行士の職務	第 2 条
相容れない活動	第 3 条
国家による必要数の調査	第 4 条
執行士の任命	第 5 条
欠員の公募	第 6 条
職務宣誓	第 7 条
職務執行区域	第 8 条
事務所	第 9 条
土地管轄	第 10 条
共同の職務行使	第 11 条
第 2 節 執行士としての職務上の義務	
一般的な職務上の義務	第 12 条
本人による職務行使	第 13 条
認可を受ける義務のある活動	第 14 条
職務上の守秘義務	第 15 条
従業員及び学生の義務	第 16 条
継続教育の義務	第 17 条
学生の教育	第 18 条
広告	第 19 条
職務上の責任	第 20 条
職業責任義務保険	第 21 条
第 3 節 職務活動及び手続	
職印及び職のスタンプ	第 22 条
職務身分証明書	第 23 条
職務標札、表札	第 24 条
差押物件保管所	第 25 条
職務行使からの除斥	第 26 条
申立ての処理	第 27 条

ドイツ語を習得していない者に対する職務行為	第 28 条
書面及び帳簿の作成	第 29 条
保管期間	第 30 条
外国の送達及び債務名義	第 31 条
職務規則	第 32 条
第 4 節 不在及び支障	
不在及び支障の通知	第 33 条
代理人の任命	第 34 条
代理人の職務行使	第 35 条
代理人の報酬	第 36 条
代理人の職務権限の期間	第 37 条
第 5 節 職務の終了	
職務の終了原因	第 38 条
定年	第 39 条
免職	第 40 条
刑事判決による失職	第 41 条
解職	第 42 条
一時的辞職	第 43 条
一時的辞職後の新たな任命	第 44 条
書面及び差押物の保管	第 45 条
職務身分証明書の継続的携帯	第 46 条
執務室及び従業員の引受け	第 47 条
一時的解職	第 48 条
執行士職務の管理	第 49 条
管理人の任命及び地位	第 50 条
職務の継続、費用請求権	第 51 条
管理人の報酬及び決算	第 52 条
管理から生じた剰余金	第 53 条
管理人の職務権限の期間	第 54 条
管理人の職務上の義務違反	第 55 条
管理人との紛争に関する管轄	第 56 条

第 6 節 管理手続、個人記録

事実関係の調査	第57条
個人情報	第58条
個人記録	第59条
聴聞義務	第60条
閲覧権	第61条
第三者への提示	第62条
根拠のない又は都合の悪い内容の除去	第63条
個人記録の情報の自動的処理	第64条
第 2 章 執行士会及び連邦執行士連合会	
第 1 節 執行士会	
執行士会の形成及び所在地	第65条
執行士会の地位	第66条
執行士会の職務	第67条
執行士会の機関	第68条
理事会の職務及び構成	第69条
理事会の守秘義務	第70条
部会の形成	第71条
会長の地位及び職務	第72条
総会の招集及び職務	第73条
執行士会の会則	第74条
執行士会の会費	第75条
執行士会の権限	第76条
訓告	第77条
第 2 節 連邦執行士連合会	
連邦執行士連合会の統合及び所在地	第78条
連邦執行士連合会の地位	第79条
連邦執行士連合会の職務	第80条
連邦執行士連合会の機関	第81条
幹事会	第82条
守秘義務	第83条
会長及び幹事会の職務	第84条
連邦執行士連合会の決議	第85条
代表者会議	第86条
代表者会議の招集及び議決	第87条
代表者会議の決議	第88条
幹事会の報告	第89条

機関の名誉職的活動	第90条
会則	第91条
報告書及び意見書の請求	第92条
連邦執行士連合会の会費	第93条
第 3 章 法的監督、懲戒手続	
第 1 節 法的監督	
監督官庁	第94条
職務遂行の調査及び監視	第95条
非難	第96条
第 2 節 懲戒手続	
職務違反	第97条
訴迫の時効	第98条
懲戒処分	第99条
懲戒処分の管轄	第100条
補充規定	第101条
第 4 章 経過規定	
任命手続のための経過措置	第102条
執行士会及び連邦執行士連合会の創設のための経過措置	第103条
公務員たる執行士への執行士法の適用	第104条
従来 of 公務員たる執行士に対する収入保証	第105条
公務員関係への復帰の可能性	第106条
第 5 章 最終規定	
上訴及び法的救済	第107条
権限の移転	第108条

第 1 章 執行士の職務

第 1 節 執行士の任命

第 1 条 執行士の地位

- (1) 執行士は、各ラントで、自己の業務（Praxis）において独立した公的職務の担当者（権限の委任を受けた執行士）として、送達及び執行の高権的な遂行を委託される。
- (2) 執行士は、本業の（hauptberuflich）職務行使のために、終身的に（auf Lebenszeit）任命される。執行士は、営業を行わない。

第 2 条 執行士の職務

- (1) 執行士は、以下に規定する職務を行う。
 - 1 関係者の申立て又は職権による送達。ただし、執行士による送達が法律上許容又は規定されている場合に限る。
 - 2 強制執行の遂行。ただし、宣誓に代わる保証、債務者の拘留、並びに証人及び当事者の勾引を含めて、裁判所に配分されていないものに限る。
 - 3 被害者の賠償及び担保の損失に関する刑事手続上の裁判の執行、並びに刑事訴訟法第111b条から第111f条までの押収処分 の範囲内での動産の差押えに関する規定に基づく物的仮差押えの執行
 - 4 非訟事件手続法第33条第2項所定の裁判所の命令の執行
 - 5 手形及び小切手の支払拒絶証書の作成
 - 6 法律が、有資格者に対して、その

者の満足のため若しくは他人の計算で動産若しくは有価証券の公売を行わせる権限、又は公売を行う権限のある者を通じて自由に売却させる権限を付与する場合における、公売又は自由売却

- 7 民事事件における強制執行に対して義務を負う範囲内で、司法取立規則（Justizbeitreibungsordnung）に基づいて取立てを行う場合に、執行担当公務員として協力すること。ただし、取立てが司法の執行担当公務員に委任されていない場合に限る。

- 8 その他、ラント法によって執行士に強制的に配分された職務

執行士は、これらの職務の遂行に向けられた申立てを、十分な理由なく拒絶してはならない。法律上認められた、費用の予納（Kostenvorschuss）がなければ職務活動を行わないとする執行士の権限は、影響を受けない。

- (2) 執行士は、業務上許容される場合及び第14条の規定に基づいて必要とされる認可が存在する場合に限り、他の職務を引き受ける権限を有する。これは、特に以下の場合に当てはまる。
 - 1 申立人の計算による任意競売の遂行
 - 2 適切な事案における簡易倒産手続及び免責手続での受託者（Träuhänder）としての職務の引受け
- (3) 前2項に列挙された職務の1つの

遂行を求める申立ては、当事者、その法定代理人又は任意代理人によって、執行士に対して直接行われる。

第3条 相容れない活動

- (1) 執行士は、同時に俸給を受け取る職務にある者又は弁護士になることを許可されてはならない。他の職業を行うことは、許可されない。執行士としての職務と相容れない会社へ出資 (Gesellschaftsbeteiligung) してはならない。自己の財産の管理は認められる。
- (2) 執行士は、貸付けのあっせんをすること、債権を取得若しくは譲渡すること、職務の行使に関連して貸付けを行うこと、債務を引き受けること及び保証若しくはその他の担保を供与すること、又はこれらと同種の業務に関与することが禁止される。私的な取立活動は、執行士には許可されない。

第4条 国家による必要数の調査

ラント司法行政部 (Landesjustizverwaltung) は、秩序ある司法の必要性に対応する数の執行士を任命する。その際、執行士の業務能力 (Leistungen) を有する適切な供給 (Versorgung) に基づく必要数 (Bedürfnis)、当該職務 (Amtsstellen) の経済的充足性 (Auskömmlichkeit)、及び執行士の職業における秩序ある年齢構成の維持が、特に考慮されなければならない。

第5条 執行士の任命

- (1) 執行士には、以下のドイツ国民のみが任命される。
 - 1 執行士の職務に適する資格及び専門的能力を有する者
 - 2 前号のために必要とされる健康上の適性 (Eignung) を有する者

- 3 秩序ある経済的生活を送る者
- (2) 前項第1号に該当する者は、以下の者である。

- 1 司法学校 (Justizschule) 又は執行士学術院 (Gerichtsvollzieherakademie) での全体的にそれぞれ12ヶ月以上の専門理論課程、及び職業実務的な教育段階を有する、国家との公法上の教育関係において、少なくとも2年間の教育を受け、それに引き続いて国家の執行士試験に合格した者
- 2 法律学又は経済法学に関する、大学又は専門大学における学習 (Hochschul- oder Fachhochschulstudium) を修了した者。ラント法の立法者は、追加的な実務教育及びそれに引き続く国家の執行士試験について予定することができる。

- (3) 教育の期間中、学生 (Nachwuchskräfte) は、別の義務が教育目的から生じない限り、職業責任義務保険 (Berufshaftpflichtversicherung) の締結義務を除いて、執行士と同様の職務上及びその他の義務を負うが、前項第2号所定の教育の場合においては、学生が実務教育のために執行士のもとに配置されたときも、同様とする。ラント政府は、法規命令 (Rechtsverordnung) により、以下の事項をより詳細に規定する権限を有する。

- 1 執行士の教育が認められ、また執行士に任命される、最低又は最高年齢の設定
- 2 許可、教育及び試験、特に許可基準及び入学試験、実務上及び理論上の教育段階の内容、各期間及び順序、場合によっては教育期間中の成績評価、並びに自分で処理すべき課

題を与えること及びそれに引き続く試験

3 前項第1号の場合における、教育資金（Ausbildungsvergütung）の許可及び返済の要件

（４）執行士は、執行士会（Gerichtsvollzieherkammer）への聴聞の後、権限委任証明書（Beleihungsurkunde）の交付を通じて、ラント司法行政部によって任命される。当該証明書は、その職務執行区域（Amtsber-eich）を正確に表示しなければならない。交付は、高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、区裁判所の所長又は執行士会の会長に任せることができる。

（５）志願者（Bewerber）が、第21条所定の職業責任義務保険を契約したことを証明せず、かつ保険会社の保険仮証書（vorläufige Deckungszusage）を提出しない場合には、任命は拒絶されなければならない。

第6条 欠員の公募

（１）執行士としての職務に志願する者は、原則として、公募（Ausschreibung）を通じて確定されなければならない。公募は、補充されるべき職務の職務執行区域を表示する。

（２）志願は、公募において設定され又はラント司法行政部によって一般的に公示された期間内に行われなければならない。

（３）志願者が自己の過失なくして当該期間を遵守することを妨げられた場合には、申立てに基づいて、原状回復が認められる。申立ては、障害が除去された後2週間以内に行われなければならない。申立てを基礎づける事実、疎明されなければならない。志願は、申立期間内に再度行われなければならない。

ない。

（４）複数の志願者の中から選抜する場合には、志願期間が経過するまでに提出された、適性を基礎づける事情のみが考慮されなければならない。ラント司法行政部は、これと異なる時点、一般的に又は公募の中で決定することができる。

第7条 職務宣誓

（１）権限委任証明書の交付後に、執行士は、以下の宣誓をしなければならない。

「私は、神に誓って、憲法秩序を遵守し、執行士の義務を誠実かつ公平に履行することを誓います。」

（２）法律が、宗教団体の構成員に対して、「私は誓います」という文言の代わりに他の誓言方式を用いることを許容する場合には、執行士は、自己が当該宗教団体の構成員であるときに限り、この誓言方式で述べることができる。宣誓は、宗教的な誓言を用いずに行うこともできる。

（３）ラント司法行政部は、宣誓が行われる場所を指定する。宣誓を行う前に、執行士は職務行為をしてはならない。

第8条 職務執行区域

（１）執行士には、職務執行区域として、地方裁判所の区域が配分される。

（２）ラント政府は、秩序ある司法の必要性に基づいて、法規命令によって、異なる職務執行区域の領域を確定することができる。特にラント政府は、区裁判所の区域、又はそこに10万人以上の住民がいる場合にはその一部を、職務執行区域として指定することができる。職務執行区域に関する確定は、秩序ある司法のために必要な場合に限

- り、これを変更することができる。
- (3) 秩序ある司法の利益を考慮して、執行士会への聴聞の後に、その者の同意を得て、執行士に他の職務執行区域を配分することができ、この場合には第4条は影響を受けない。懲戒裁判所の判決に基づいて他の職務執行区域を配分する場合には、執行士の同意を要しない。ラント政府は、法規命令によって、職務執行区域の転換に対する満60歳以上の年齢制限に関する規定、及び職務執行区域における5年以内の最低滞留期間 (Mindestverweildauer) に関する規定を設ける権限を有する。
- (4) 職務執行区域の確定は、土地管轄を有する複数の執行士の中からの申立人の選択可能性を排除してはならない。

第9条 事務所

- (1) 執行士は、自己の職務執行区域内で、適切な人的設備及び物的設備を有する事務所 (Geschäftsstelle) を経営しなければならない。執行士は、事務所の住所を、監督官庁 (Aufsichtsbehörde) 及び執行士会に通知する。
- (2) 執行士は、一定の業務時間の間は、事務所を開けておかなければならない。詳細については、ラント司法行政部が規律する。

第10条 土地管轄

- (1) 執行士の土地管轄は、他に規定がない限り、配分された職務執行区域に限定される。第3項から第7項までの規定を条件として、執行士は、危険が迫っている場合又は監督官庁が認可する場合に限り、自己の職務執行区域外で、職務活動を行うことができる。職務行為は、職務執行区域外で行われたことを理由として無効とはならない。

- (2) 申立人は、土地管轄を有する執行士の中から、自由に選択することができる。
- (3) 任意競売についての管轄は、競売されるべき物が存在する職務執行区域にならう。
- (4) 郵便による送達については、申立人又は送達受取人が住所、営業所の所在地、官庁の所在地、支店の所在地又は居所を有する職務執行区域の執行士が、管轄を有する。郵便による急を要する先行差押えの通知の送達は、すべての執行士が行うことができる。
- (5) 民事訴訟法第807条、第836条及び第883条の場合における宣誓に代わる保証の受領を求める申立ての処理については、債務者が当該申立ての受理の時点において住所又はそれがないときは居所を有していた職務執行区域の執行士が、なお管轄を有する。
- (6) 複数の職務執行区域での活動を必要とする申立ての処理については、関係するすべての職務執行区域の執行士が管轄を有する。
- (7) 執行士は、申立ての処理につき土地管轄を有しない場合には、申立人に対して管轄を有する執行士のもとに行くように指示し、又は当該申立てを遅滞なくその執行士へ引き渡す。申立てを受理した後の事実関係の変更によって土地管轄を有しなくなった場合には、執行士は、前文の規定に基づいて手続を行い、又は自ら申立てを遂行することができる。他の執行士へ申立てを引き渡す前に、申立てを受けた執行士は、申立人の同意を求める。

第11条 共同の職務行使

- (1) 執行士は、共同の職務行使のために同一の職務執行区域内で任命された

執行士と結合し、又はその者と共同の事務室（Geschäftsräume）を所有することができる。物的会社の形態による職務行使は、認められない。

- （２） ラント政府は、秩序ある司法の利益を維持するために、特に場所的必要性に鑑みて、法規命令によって、以下の事項を規定する権限を有する。

- １ 共同の職務行使のための結合（Verbindung）又は事務室の共同利用が、執行士会への聴聞の後に、遵守事項（Auflagen）を課し又は期限を付すことのできる監督官庁の認可によってのみ許容されること。
- ２ 共同の職務行使又は事務室の共同利用が、秩序ある司法の利益に資するいかなるより詳細な要件の下で、

許容され得るかに関すること。

- （３） 共同の職務行使又は事務室の共同利用によって、本人によりかつ自己責任に基づく職務遂行が害されること、職務上の義務の誠実な履行が危険にさらされること、及び土地管轄を有する複数の執行士の中からの申立人の選択可能性が排除されることがあってはならない。
- （４） 第２項所定の認可義務に関わらず、共同の職務行使又は事務室の共同利用のためのあらゆる結合は、監督官庁及び執行士会に遅滞なく通知されなければならない。その際には、取り決められた事項が提示されなければならない。

第２節 執行士としての職務上の義務

第12条 一般的な職務上の義務

- （１） 執行士は、行った宣誓に対して誠実に職務を遂行しなければならない。執行士は当事者の代理人ではなく、独立性（Unabhängigkeit）及び公平性（Unparteilichkeit）を維持する義務を負う。申立人の利益は、債務者の正当な利益と同様に遵守される。独立性及び公平性は、適切な予防措置（Vorkehrungen）を通じて保証されなければならない。執行士は、法律又は職務規則（Dienstordnung）に反しない限り、債権者の指示を考慮しなければならない。
- （２） 職務上の義務と相容れない場合、特に不法又は不誠実な目的が追求されていることが認識できる行為への協力が要求されている場合には、職務活動は拒絶されなければならない。
- （３） 執行士は、委任された職務の内外

で、執行士の職務に対して寄せられる尊敬（Achtung）及び信頼に値する行動をしなければならない。執行士は、執行士の法律上の義務に違反する外観、特に従属性（Abhängigkeit）又は党派性（Parteilichkeit）の外観の原因となるあらゆる行動を回避しなければならない。執行士は、債務者のあらゆる不要な侵害又は名誉毀損を避け、かつ余計な注目による嫌悪の情を生じさせること（Erregung überflüssigen Aufsehens）を回避する。

- （４） 執行士は、執行士会によって整備された待機業務（Bereitschaftsdienst）に参加する義務を負う。
- （５） 執行士は、同業者、裁判所、官庁、弁護士及び関係者の他の助言者に対して、公的職務に適した方法で行動しなければならない。
- （６） 執行士は、必要な費用及び経費の

みが発生するように留意する。

第13条 本人による職務行使

(1) 執行士は、自ら (persönlich) 職務を行う。申立ての履行は、明文上他に規定がない限り、他の者に委任してはならない。

(2) 以下の者の世話又は看護をする執行士は、短時間活動 (Teilzeittätigkeit) による執行士の職務行使について許可を受けることができる。

1 少なくとも 1 名の 18 歳未満の子供

2 医師の診断書によれば看護の必要なその他の家族の者

執行士は、職場 (Amtsstelle) において通常の業務時間の少なくとも半分は職務を行使しなければならず、この場合には第 9 条第 2 項所定の業務時間中の事務所の開室義務は影響を受けない。秩序ある司法の利益のために必要な場合には、職権によりいつでも、短時間活動のために許可された期間を短縮すること及び行われるべき職務時間を延長することができる。

第14条 認可を受ける義務のある活動

(1) 執行士は、以下の事項について、監督官庁の認可 (Genehmigung) を必要とする。

1 第 2 条第 1 項に列挙されていない報酬を受ける活動

2 収益を目的とする会社、共同組合又は他の法形式で営業する経済的企業の、取締役、監査役、管理委員又はその他の機関に就任すること。

(2) 認可は、予想される報酬額の評価によれば当該活動が執行士の法律上の義務と相容れない又は当該義務に違反するおそれがあり、かつ認可を拒絶する以外にこれを回避することができない場合には、拒絶されなければならない

い。以下の活動の場合には、特に義務違反のおそれがある。

1 その種類及び範囲によれば執行士の労働力 (Arbeitskraft) が要求され、その結果として職務上の義務の秩序ある履行が害されることになる活動

2 執行士に課されている職務上の義務と矛盾する活動

3 職務行使の独立性及び公平性に対する信頼を危うくする活動

4 執行士又は職能階級の信用 (Ansehen) に対して全体的に有害な活動。これは、当該活動が執行士の不適法な広告 (Werbung) を含む場合にも妥当する。

5 前項第 2 号の場合において、企業事項 (Unternehmensgegenstand) が執行士としての活動と相容れない活動

認可に関する決定をする前に、執行士会を聴聞しなければならない。認可には、条件又は期限を付すことができる。

(3) 遺言執行者又は倒産手続若しくは免責手続での受託者としての職務の引受け、差押財産管理人 (Sequester) としての活動、及び学問上、芸術上又は講演の活動は、認可を受ける義務を負わない。

第15条 職務上の守秘義務

(1) 執行士は、守秘義務 (Verschwiegenheit) を負う。当該義務は、職務の行使に際して認識したすべてのことに該当する。ただし、顕著な事実又は秘密にしておく必要のない事実については、この限りでない。

(2) 守秘義務を遵守するために、執行士は特に、すべての文書が無権限者に

よる閲覧及び取得から保護されるように配慮しなければならない。電子的に記録及び処理された情報についても、同様である。職務行為に際しては、可能な限り関係のない者（Unbeteiligte）を遠ざけておかなければならない。役場での作業及び筆記作業（Büro- und Schreibarbeiten）は、性質上事務所外で処理されなければならないものではない限り、事務所内で処理される。

- （３） 守秘義務は、関係者がこれについて免除（Befreiung）をした場合には、消滅する。関係者が死亡した場合又は免除の表明が極度に困難な状況の下でなされる場合には、その者に代わって監督官庁が免除を与えることができる。執行士が第三者に職務行為を通知し、又は債権者に対して債務者の収入関係及び財産関係について情報を与えなければならないとする旨の規定は、守秘義務と関係なく適用される。
- （４） 具体的な事案において守秘義務に関する疑問が存在する場合には、執行士は監督官庁の決定を求めることができる。
- （５） 守秘義務は、職務が終了（Erlöschen）した後もなお存続し続ける。

第16条 従業員及び学生の義務

- （１） 執行士は、雇用の際又は教育の開始時に、自己に従事する者に対し、義務法第１条に基づいて、正式に義務を負担させなければならない。ただし、これがまだ行われていない場合に限る。
- （２） 従業員（Beschäftigten）に対して、第14条第２項及び前条の規定を準用する。これらのことについて、当該従業員は、当該義務を負担する際に、特に指摘を受けなければならない。

- （３） 第１項所定の義務負担及び前項所定の指摘については、書面を作成し、かつこれを個人記録（Personalkarten）として利用しなければならない。複数の執行士と統一的な雇用関係がある場合には、義務負担は、そのうちの１名の執行士によれば足りる。

- （４） 第三者に整備作業又は清掃作業を委託し、その結果として当該第三者又はその職員（Mitarbeiter）が保護に値する情報に接近することができる場合には、適切な契約上の合意を通じて守秘義務の遵守が保証されなければならない。

第17条 継続教育の義務

執行士は、職務活動に必要な範囲で自己研鑽に努め、かつ要求に応じて監督官庁及び執行士会にこれを証明しなければならない。

第18条 学生の教育

執行士は、職業上の学生の教育にできるだけ協力し、かつ自己に配属された学生に十分な専門教育を実施しなければならない。

第19条 広告

- （１） 執行士は、公的職務と相容れない広告を差し控えなければならない。
- （２） 第２条第１項に列挙された活動と異なる範囲内の広告は、執行士としての職務を引き合いに出してはならない。
- （３） 執行士は、情報媒体に適切な方法で、執行士の職務が自己に授与されたことを標示し、かつ自己の職務執行区域について述べる権限を有する。

第20条 職務上の責任

- （１） 執行士は、第２条第１項の規定する申立ての場合において、故意又は過失で他人に対して負担する職務上の義

務に違反したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、執行士が過失で違反したときは、被害者が他の方法で代償 (Ersatz) を得ることができない場合にのみ、請求は認められる。

- (2) その他、公務員によってなされた職務上の義務違反に基づく損害賠償義務に関する民法の規定を準用する。執行士に代わる国家の責任は存在しない。
- (3) 執行士から単独での申立ての処理を任された学生が義務違反をした場合には、これによって生じた損害の責任は、前 2 項の規定に応じて執行士が負担する。執行士は、学生が故意又は重過失で違反した場合には、当該学生に対して求償権を行使することができる。学生に対する国家の責任は存在しない。
- (4) 代理人 (第 34 条) の職務上の義務違反につき、執行士は、連帯債務者として、当該代理人とともに被害者に対して責任を負う。執行士と代理人との関係では、職務上の義務違反が故意又は重過失に基づく場合を除いて、執行士のみが責任を負う。
- (5) 前 4 項の規定に基づく損害賠償請求権につき、訴訟物の価額に関わらず、地方裁判所が専属管轄を有する。

第 21 条 職業責任義務保険

- (1) 執行士は、自己の職務活動及び自ら責任を負う者の活動から生じた財産損害の責任義務の危険を填補するために、職業責任義務保険を継続する義務

を負う。保険は、国内に営業権を有する保険会社と、保険業監督法に基づいて設けられた普通保険約款 (allgemeinen Versicherungsbedingungen) を用いてなされなければならない。保険は、第 1 文の規定に基づいて保険を掛けられたすべての責任義務の危険に対して存在し、かつ執行士に対する責任義務請求権を伴い得るそれぞれの個別的な義務違反に適用されなければならない。

- (2) 最低保険金 (Mindestversicherungssumme) は、それぞれの保険事例について 25 万ユーロである。保険年度内に生じたすべての損害に対する保険者の給付は、最低保険金の 2 倍の金額に限定される。最低保険金の 1 パーセントまでの超過額 (Selbstbehalt) の合意は、許容される。故意の義務違反による賠償請求権は、保険保護から排除することができる。
- (3) 保険契約において、保険者は、保険契約の開始及び規定された保険保護を侵害する解約又は終了について、ラント司法行政部及び執行士会に対して、遅滞なく通知する義務を負う。
- (4) 保険契約法第 158c 条第 2 項所定の管轄機関 (Zuständige Stelle) は、ラント司法行政部とする。
- (5) 連邦司法省は、経済状況が変化した際に被害者の十分な保護を保障するために必要な場合には、連邦参議院の同意を得て、法規命令によって、第 1 項の規定する義務保険のために、最低保険金を別個に定める権限を有する。

第 3 節 職務活動及び手続

第 22 条 職印及び職のスタンプ

- (1) 執行士は、職務上の目的のため

に、該当する規定に基づいて、職印 (Amtssiegel) 又は職のスタンプ

（Amtsstempel）を携帯する。職印又は職のスタンプの刻銘は、「（事務所の場所）の執行士」という文言のほか、執行士の氏名を含む。

- （２） 職印又は職のスタンプの複製は、監督官庁に申請しなければならない。
- （３） 職印及び職のスタンプは、悪用されないように保管しなければならない。紛失又は偽造品の流通は、監督官庁に遅滞なく届け出なければならない。

第23条 職務身分証明書

- （１） 執行士は、監督官庁から、受領証（Empfangsbestätigung）と引換えに、最高で10年間有効な写真付きの職務身分証明書（Dienstausweis）を受け取る。使用不能になった場合又は紛失した場合には、有効期限の経過前に、新たな職務身分証明書と交換してもらうことができる。執行士の職務執行区域は、職務身分証明書に記載されなければならない。身分証明書の形式及び様式の詳細については、ラント司法行政部がこれを定める。
- （２） 執行士は、職務身分証明書を注意深く保管しかつ自己のみが個人的に利用することについて、責任を負う。執行士は、職務身分証明書の紛失を、監督官庁に遅滞なく届け出る。
- （３） 職業活動が終了した場合には、職務身分証明書は、遅滞なく監督官庁に返還されなければならない。回収された職務身分証明書は、その保管が特別な理由から必要でない限り、破棄されなければならない。破棄は、文書によって（aktenkundig）なされなければならない。
- （４） 前３項の規定は、第34条所定の代理人に準用する。教育の範囲内で単独

での申立ての処理を任された学生も職業身分証明書の発行を受けるとラント法が規定する場合もまた、同様とする。

第24条 職務標札、表札

- （１） 執行士は、事務所の入口及び事務所が存在する建物に、職務標札（Amtsschild）を取り付ける権限を有する。職務標札は、ラントの紋章及び「執行士」という刻印を含む。
- （２） 執行士は、表札（Namensschilder）を取り付けることもできる。職務標札が取り付けられていない場合には、表札によって事務所を表示しなければならない。表札に、ラントの紋章を用いることができる。

第25条 差押物件保管所

執行士は、業務上必要な場合には、自己の職務執行区域内で、差押物件保管所（Pfandkammer）を運営しなければならない。複数の執行士は、監督官庁の認可を得て、共同の差押物件保管所を運営することができ、この場合には第11条の規定は影響を受けない。差押物件保管所が同時に競売所（Versteigerungsraum）として利用される場合には、その場所的位置及び性質からして、強制執行の目的を促進することに適していなければならない。

第26条 職務行使からの除斥

- （１） 執行士は、以下の場合には、法律上、職務の行使から除斥される。
 - １ 執行士自らが関係者若しくは関係者の法定代理人である場合、又は関係者と共同権利者、共同義務者若しくは損害賠償義務者の関係にある場合
 - ２ たとえ婚姻又は共同生活関係がもはや存在していない場合であって

も、自己の配偶者又は共同生活者が関係者である場合

3 自己の直系血族関係若しくは姻族関係、3親等内の傍系親族関係若しくは2親等内の傍系姻族関係にある者又はあった者が関係者である場合

4 執行士が刑事事件において以下の状態にある場合

- a) 犯罪によって自ら負傷した場合
- b) 犯罪の被疑者若しくは負傷者の配偶者若しくは共同生活者である場合又はあった場合
- c) 被疑者若しくは負傷者と第3号所定の親族若しくは姻族関係にある場合又はあった場合

(2) 執行士は、法律上職務の行使から除斥される場合には、理由を告げて申立ての受理を拒絶し、又は受理した申立てを申立人に返還する。それにも関わらず行われた職務行為は、無効とする。

第27条 申立ての処理

(1) 申立ての受理に際し、執行士は、その事物管轄及び土地管轄（第2条及び第10条）、場合によっては職務活動からの除斥事由（第26条）、並びに申立ての遂行につき職務上の義務違反を基礎づけ得るすべての事情（第12条第2項）を調査する。

(2) 受理された申立ては、遅滞なく処理されなければならない。

第28条 ドイツ語を習得していない者に対する職務行為

(1) 執行士が職務行為をしなければならない者が、職務行為の根拠及び内容を理解しかつ場合によってはこれに対して異議を申し立てるほど十分にドイツ語を習得していないときは、執行士は、自ら外国語を十分に習熟していな

い限り、当該言語に精通している協力者に立会いを求める。その場合、執行士はまず第一に、すぐに連絡を取ることができかつ状況に応じて報酬を請求しない者を利用する。通訳人の立会いに費用がかかるときは、執行士は、緊急の必要性に鑑みて不可能と思われる場合又は費用が比較的低額な場合を除いて、事前に申立人と合意をした後に、立会いを指示する。

(2) 宣誓に代わる保証をする義務を負う債務者がドイツ語を習得していない場合には、執行士は、通訳人に立会いを求めなければならない。通訳人が外国語につき一般的に宣誓した（beeidigt）ときは、特別な事情から必要がある場合にのみ、他の者に立会いを求めなければならない。裁判所構成法第185条第2項及び第186条の規定を準用する。

第29条 書面及び帳簿の作成

(1) 執行士は、一般書面、特別書面及びその他の書面を作成する。一般書面（Generalakten）は、執行士の職務に関する管理規定（Verwaltungsbestimmungen）について作成されなければならない。特別書面（Sonderakten）は、第2職務記録簿（Dienstregister）に記録される各申立てについて作成されなければならない。最初の差押えを遂行した執行士が附帯差押え（Anschlusspfändung）に着手する場合には、当該執行士は、当該差押え及びその後のすべての附帯差押えを、債務者に対して行われた附帯差押えの一覧表に記録する。一般書面にも特別書面にも属さないそれ以外の書面は、手続の終了後に、その他の書面（Sammelakten）として保管されなけ

ればならない。

- (2) 執行士は、営業帳簿 (Geschäftsbücher) として、第 1 職務記録簿、第 2 職務記録簿、名簿 (Namenverzeichnis)、第 1 現金出納簿 (Kassenbuch)、第 2 現金出納簿及び出張日誌 (Reisetagebuch) を作成する。
- (3) 執行士の書面に対する閲覧権は、関係者にのみ認められる。要求に応じて、これらの者には、個々の文書につき費用のかかる謄本が付与されなければならない。閲覧は、執行士の面前で行われなければならない。監督官庁及びその代理人に対して、当該書面はいつでも、また請求に応じて事務室の外においても、提出されなければならない。公官庁には、その職務の履行のために必要な場合に限り、書面が伝達され又は書面の閲覧が認められる⁽¹⁾。

第30条 保管期間

- (1) 執行士は、書面を、秩序正しく、かつあらゆる濫用、特に無権利者による閲覧が排除されるように、数年間保管しなければならない。特別書面及びその他の書面は、これを最後に処理してから 5 年後に、執行士によって破棄されなければならない。
- (2) 完結した営業帳簿は、年代順に、別個に保管されなければならない。当該帳簿は、5 年間の保管後に破棄されなければならないが、それに関連する

すべての書面を破棄する前にこれを破棄することはできない。

- (3) 司法官庁 (Justizbehörden) による特定の文書 (ausgesonderte Schriftgut) の破棄に関する規定を準用する。一般書面は、これを破棄してはならない。

第31条 外国の送達及び債務名義

外国官庁での手続の申立てが外国官庁、関係者若しくは代理人から直接執行士に届けられた場合、又は執行士が外国の債務名義の執行について申立てを受けたが送達若しくは執行の適法性につき疑問がある場合には、執行士は、監督官庁に経過を説明し、かつその指示を待たなければならない。

第32条 職務規則

ラント司法行政部は、職務規則に、執行士の手続及び職務行使、書面及び営業帳簿の作成、その保管期間、管轄官庁及び裁判所への提示及び継承者 (Nachfolger) への引渡し、目的物及び他人の金銭 (Fremdgelder) の保管、並びに公平性及び独立性の確保、守秘義務及び本人による職務行使に関する詳細な規定を設ける。当該規則は、適切な官庁の機関紙 (Amtsblatt) で公告される。その遵守に関しては、管轄ある監督官庁がこれを監視する。

第 4 節 不在及び支障

第33条 不在及び支障の届出

執行士は、2 週間以上自己の事務所を離れる場合又は事実上の理由から 2 週間以上自己の職務行使に支障がある場合には、この旨を監督官庁に遅滞なく届け出なければならない。執行士

は、事務所への不在 (Abwesenheit) が 1 ヶ月以上続く場合には、監督官庁の同意を必要とする。

第34条 代理人の任命

- (1) 監督官庁は、支障 (Verhinderung) があるすべての場合につき、そ

それぞれの執行士に代理人（常設代理人・ständiger Vertreter）を任命する。常設代理人に支障がある場合には、監督官庁は別の代理人を任命することができ、この場合には前条の規定を常設代理人に準用する。

- (2) 監督官庁は、秩序ある司法を理由として、代理人の任命に期限を付し又はこれを取り消すことができる。
- (3) 代理人として、執行士、学生、元執行士、又は第5条第1項所定の要件を満たしかつ代理の引受けに適する者のみが任命され得る。代理人として、執行士に推薦された者が優先的に任命されなければならない。すべての執行士は、常設代理を引き受ける義務を負う。
- (4) 代理人は、監督官庁の書面による命令（Verfügung）を通じて任命される。代理人は、執行士又は学生として宣誓していない場合に限り、代理の開始前に、第7条に規定された宣誓をしなければならない。すでに執行士の代理人として宣誓した場合には、以前の宣誓を引用（Bezugnahme）することでする。

第35条 代理人の職務行使

- (1) 執行士に適用される規定は、以下で他の規定がない限り、第21条の規定を除いて、代理人にも適用されなければならない。
- (2) 代理人は、執行士の氏名及び計算で職務を代行する。代理人は、署名に際し、代理人である旨の附記を追加

し、かつ本人たる執行士の職印又は職のスタンプを使用しなければならない。

- (3) 職務行使からの除斥に関する規定は、代理人に準用する。その他、本人たる執行士が職務行使から除斥される場合には、代理人は、職務の行使を差し控えなければならない。
- (4) 不在又は支障の期間中、執行士は、代理人に対して自己の書面、記録簿（Verzeichnisse）及び帳簿を公開し、かつ自己の職印及び職のスタンプを引き渡さなければならない。

第36条 代理人の報酬

- (1) 執行士は、任命された代理人に、適切な報酬を支払わなければならない。
- (2) 報酬又は職務上の義務違反による責任に関する執行士と代理人との間の財産法上の紛争については、訴訟物の価額に関わらず、地方裁判所が専属管轄を有する。

第37条 代理人の職務権限の期間

- (1) 代理人の職務権限は、職務の引受けにより開始し、かつ、任命が事前に取り消されない限り、執行士に対する職務の引渡し（Übergabe）によって終了する。当該期間中、執行士は、自己の職務の行使を差し控えなければならない。
- (2) 代理人の職務行為は、第34条所定の任命に必要な要件が存在せず又は後に存在しなくなったとしても、無効とはならない。

第5節 職務の終了

第38条 職務の終了原因

執行士の職務は、以下の事由により終了する。

- 1 定年の到達（第39条）
- 2 死亡
- 3 免職（Entlassung）（第40条）

- 4 刑事裁判所の有罪判決による失職 (Amtsverlust) (第41条)
- 5 解 職 (Amtsenthebung) (第42条)
- 6 懲戒裁判所の判決による懲戒免職 (Entfernung aus dem Amt) (第100条第2文)
- 7 一時的辞職 (vortübergehende Amtsniederlegung) (第43条, 第44条)

第39条 定年

執行士は、満67歳になる月の月末に定年に達する。

第40条 免職

執行士は、いつでも職務からの免職を請求することができる。当該請求は、ラント司法行政部に対して、書面で表明されなければならない。免職処分が執行士に到達していない限り、ラント司法行政部に到達してから2週間以内に、当該請求を撤回することができ、この期間の経過後はラント司法行政部の同意を必要とする。免職は、ラント司法行政部によって、申立てがなされた時点に対して言い渡される。

第41条 刑事判決による失職

刑事裁判所の有罪判決 (Verurteilung) により、ラント司法公務員の場合と同様の要件の下で、執行士は職務を喪失する。

第42条 解職

(1) 執行士は、以下の場合に解職処分を受ける。

- 1 ラント司法公務員の任命が無効であり、その無効宣言又は取消しがなされなければならない要件の1つが存在する場合
- 2 執行士が、第3条所定の相容れない活動を行った場合

3 執行士が、第7条に規定された職務宣誓を行うことを拒絶した場合

4 執行士が、第14条の規定に基づいて認可を受ける義務があるにも関わらず、認可を受けることができずに活動を行った場合

5 執行士が、第11条の規定に基づいて必要とされる認可を受けることなく、共同の職務行使又は事務室の共同利用のために結合した場合

6 執行士が財産を喪失した場合。財産の喪失は、執行士の財産に対する倒産手続が開始された場合又は執行士が倒産裁判所若しくは執行裁判所によって作成された目録（倒産法第26条第2項、民事訴訟法第915条）に登録された場合には、推定される。

7 執行士が、健康上の理由から、単に一時的に秩序ある自己の職務の行使ができないにすぎないというわけではない場合

8 執行士の経済状況又はその経営管理 (Wirtschaftsführung) の方法が、権利者 (Rechtsuchenden) の利益を危険にさらす場合

9 執行士が、第21条所定の必要不可欠な職業責任義務保険を継続していない場合

(2) ラント司法公務員の任命につき無効宣言をされ又は取り消され得る要件の1つが存在する場合には、執行士もまた解職処分がなされ得る。

(3) ラント司法行政部は、執行士会への聴聞の後に、解職を言い渡す。当該執行士は、事前に聴聞されなければならない。

(4) 第1項第6号所定の解職の手続において、自己の権利を手続上保護する

ことができない執行士のための補佐人 (Pfleger) の任命, 医師の診察を受けべき執行士の義務, 及びその協力の拒絶の効果につき, ラント司法公務員に適用される規定を準用する。補佐人として, 弁護士又は執行士が任命されなければならない。当該規定において職務上の上司 (Dienstvorgesetzten) に配分される職務は, ラント司法行政部が引き受ける。

第43条 一時的辞職

- (1) 執行士として以下の者を実際に看護し又は世話する者は, 監督官庁の認可を受けて, 一時的に辞職することができる。
 - 1 少なくとも 1 名の 18 歳未満の子供
 - 2 医師の診断書によれば看護の必要なその他の家族の者
- (2) 前項の規定する辞職の期間は, 次条所定の辞職及び第 13 条第 2 項所定の短時間活動と合わせて, 12 年を超えてはならない。
- (3) ラント政府は, 法規命令によって, 一時的辞職の期間の全部又は一部について, それまでの執行士としての職務活動に算入される旨を規定する権限を有する。

第44条 一時的辞職後の新たな任命

- (1) 執行士が, 前条の規定する一時的辞職の認可の申立てと同時に, 長くとも 1 年以内に従来の職務執行区域内で再び職務に就くことを希望する旨を表明する場合には, 当該期間内に, その場で新たに任命される。この場合において, 新たな任命は, 執行士がその間に執行士の職務に再び就くのに適さないと思われる犯罪を犯した場合に限り, 拒絶される。
- (2) 従来の職務執行区域内で新たに任

命された場合, 当該任命後 2 年以内は, 前項の規定に基づく再度の辞職は認められない。前項の規定による複数回の辞職の期間は, 3 年を超えてはならない。

第45条 書面及び差押物の保管

- (1) 執行士の職務が終了した場合又は職務執行区域が他の地方裁判所区域に移転された場合には, 執行士の書面及び帳簿, 並びに執行士が自己の職務の履行によって占有を取得した目的物は, 原則として, 他の執行士に引き渡されなければならない。ラント司法行政部は, 書面及び帳簿の保管を, 職務執行区域として執行士に配分された区域の地方裁判所又は職務執行区域内の区裁判所に委任することができる。
- (2) その区域が第 8 条の規定に基づいて執行士の職務執行区域を形成する直接的な監督官庁は, 執行士の職印及び職のスタンプを破棄しなければならない。
- (3) 書面及び差押物を預けられた執行士につき, 第 51 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- (4) 書面及び帳簿の引渡しを受けた裁判所は, 退職した執行士又は職務執行区域が移転した執行士に代わって, 正本 (Ausfertigungen) 及び謄本 (Abschriften) を付与し, かつ書面の閲覧を認めなければならない。区裁判所による正本又は謄本の付与につき, 裁判所の証書の正本及び謄本の付与に関する規定を適用する。正本の注記 (Ausfertigungsvermerk) において, 執行士の職務の終了又は職務執行区域の移転が摘示されなければならない。
- (5) 執行士が職務の終了後又は職務執行区域の移転後に新たに以前の職務執

行区域内の執行士に任命された場合には、第１項の規定に基づいて預けられた書面及び帳簿は、再び当該執行士に引き渡すことができる。

- (6) ラント政府が第８条第２項の権限を行使する場合、及び第８条第１項の規定と異なって指定された執行士の職務執行区域が同一の地方裁判所区域内で移転された場合には、書面及び帳簿並びに職務の履行によって占有を取得された目的物は、当該執行士が保管し続ける。職印及び職のスタンプは、引き渡すことを要しない。

- (7) 執行士の書面の国立公文書館（Staatsarchiv）への引渡し及び執行士の書面の破棄については、ラント司法行政部がこれを規律する。執行士の書面が国立公文書館に引き渡された場合には、その正本及び謄本は、それが現在もなお職に就いている執行士の文書又は第１項第１文の規定に基づいて保管のために他の執行士に引き渡された文書であるときは当該執行士に、さもなくば執行士が職務執行区域を有していた区域の裁判所に付与される。執行士は、自己の署名並びに職印及び職のスタンプを付して、正本及び認証謄本（beglaubigten Abschriften）を付与する。裁判所による正本又は謄本の付与につき、第４項の規定を準用する。

第46条 職務身分証明書の継続的携帯

- (1) 定年の到達によって執行士の職務が終了した場合には（第38条第1号）、執行士は、「元」（„außer Dienst (a. D.)”）を付記した執行士の身分証明書を携帯することができる。それ以外の場合においては、執行士は、職務の終了により、「執行士」の身分証明書を

携帯する権限を失い、職務の終了を示す付記をしたときであっても、当該身分証明書を携帯してはならない。

- (2) 職務が免職（第38条第3号）又は第42条第1項第7号に規定する理由に基づく解職によって終了した場合には、ラント司法行政部は、かつての執行士に対して、「元」を付記した「執行士」の職務身分証明書を継続して携帯することを許可することができる。
- (3) ラント司法行政部は、執行士に第38条第4号及び第6号又は第42条第1項第1号から第6号及び第8号に規定する理由に基づく職務の終了の原因となる事情が存在する場合には、「元執行士」の身分証明書を携帯することの許可を取り消すことができる。取消しの前に、かつて執行士であった者を聴聞しなければならない。

第47条 執務室及び従業員の引受け

- (1) 執行士の職務が終了した場合又は職務執行区域が移転された場合において、その職務執行区域内ですでに執務している他の執行士が、退職した執行士の事務所に自己の事務所を移転し又は特に信頼できる従業員（Angestellten）を自己の事務所に引き受けようとするときは、ラント司法行政部の認可を必要とする。当該認可は、司法の利益のために必要な場合に限り、拒絶することができる。

- (2) 引受け又は雇用を原因として締結された法律行為の有効性は、前項の規定の違反によっても影響を受けない。

第48条 一時的解職

- (1) 執行士は、以下の場合には、監督官庁から一時的解職処分を受ける。
- 1 後見裁判所が、監督官庁に対して、非訟事件手続法第69k条所定の

通知をした場合

- 2 監督官庁が、第42条の要件が存在すると解する場合
- 3 執行士が、監督官庁の同意を得ることなく、自己の職務執行区域外に、有責的に2ヶ月以上滞在する場合
- (2) 執行士に対して刑事手続上勾留(Untersuchungshaft)が命じられた場合には、その期間中、法律に基づいて、一時的解職(vorläufigen Amtsenthebung)の効果が生じる。
- (3) 執行士の一時的解職に関する規定は、懲戒手続の係属によっても、影響を受けない。
- (4) 執行士は、一時的解職の期間中、すべての職務行為を差し控えなければならない。ただし、その違反は、職務行為の有効性に影響を及ぼさない。監督官庁が第42条第1項第6号、第7号又は第8号の要件が存在すると解する場合には、執行士は、もはや第2条第1項所定の職務行為を行うことができない。

第49条 執行士職務の管理

- (1) 執行士の職務が終了した場合又は職務執行区域が移転された場合には、原則として、第34条第3項第1文に列挙された者に対して、執行士の職務を一時的に引き受けることを委託しなければならない(管理人・Verwalter)。
- (2) 執行士が第43条の規定に基づいて一時的に辞職した場合には、辞職の期間中、長くとも1年間は、管理人が任命される。
- (3) 執行士が一時的解職処分を受けた場合において(第48条)、執行士の常設代理人(第34条)による職務行使が合目的でないと思われるときは、管

理人を任命することができる。この場合において、代理人の職務権限は、ラント司法行政部によって管理人の任命が通知されるまで、継続する。

第50条 管理人の任命及び地位

- (1) 管理人は、他に規定がない限り、執行士に適用される規定に服する。
- (2) 管理人は、執行士会への聴聞の後に、権限委任証明書の交付を通じて、ラント司法行政部によって任命される。第34条第4項第2文及び第3文の規定を準用する。

第51条 職務の継続、費用請求権

- (1) 管理人は、代わりに任命された執行士の書面及び帳簿、並びに執行士がその職務の履行により占有を取得した目的物を引き受ける。
- (2) 管理人は、執行士によって開始された職務行為を継続する。費用請求権は、職務の引受け後に弁済期が到来した場合には、管理人に帰属する。ただし、管理人は、職務の引受け前に執行士に対して支払われた前払金(Vorschüsse)については、費用債務者との関係で責任を負わなければならない。
- (3) 費用請求権が退職した執行士又はその権利承継人に帰属する場合に限り、執行士は、執行士費用法第5条の規定に基づいて、費用計算書を作成する。管理人は、執行士に対して帳簿及び書面の閲覧を認めなければならない、これによって生じた費用は、執行士が負担する。

第52条 管理人の報酬及び決算

- (1) 管理人は、執行士会によって確定された適切な報酬を対価として、当該団体の計算で、職務を行う。管理人は、執行士会とともに、毎月決算をしなければならない。管理人が執行士会

に帰属する金額を支払わない場合には、当該金額は、延滞金と同様に取り立てることができる。

- (2) 執行士会は、管理人の収入に対して、これを差し押さえることができる場合、又は当該団体が故意の不法行為に基づく損害賠償請求権を有する場合にのみ、相殺権又は留置権を主張することができる。
- (3) 執行士会は、一般的に又は個別的に、第1項第1文及び第2文の規定と異なる規律をすることができる。この場合には、前項の規定は適用されない。

第53条 管理から生じた剰余金

- (1) 執行士会の計算で遂行された管理から生じた剰余金（Überschüsse）は、構成員（Berufsangehörigen）及びその遺族の保護のために、優先的に使用されなければならない。
- (2) 前項により残った剰余金は、第67条第4項第1号所定の福利厚生施設（Fürsorgeeinrichtungen）が設立された場合には、当該施設に寄贈されなければならない。福利厚生施設が存在しない場合には、残った剰余金は、執行士会に与えられる。

第54条 管理人の職務権限の期間

- (1) 第50条の規定に基づいて任命された管理人の職務は、新たな執行士が任命された場合、執行士が一時的辞職の後第44条第1項所定の期間内に新たに任命された場合、又は一時的解職処分を受けた執行士が職務を再び引き受ける場合に、終了する。管理人の職務権限は、ラント司法行政部によって職務の終了が通知されるまで、継続する。ラント司法行政部は、重大な原因に基づいて、任命を期限前に取り消すこと

ができる。

- (2) 管理人の職務の終了後にかつての執行士が職務を再び引き受ける場合、又は新たに任命された執行士に第45条第1項第1文所定の保管が委任される場合には、執行士は、管理人によって開始された職務を継続する。執行士による職務の引受け後に弁済期の到来した費用請求権は、当該執行士に帰属する。ただし、執行士は、職務の引受け前に管理人に対して支払われた前払金については、費用債務者との関係で責任を負わなければならない。
- (3) 管理人に帰属する費用請求権は、職務の終了後に、執行士会によって、自己の名前で取り立てられる。執行士費用法第5条及び第6条の規定を準用する。執行士会は、新たに任命された執行士又は再び職に就いた執行士に対して、未払いの費用を自らの費用で取り立てることを委託することができる。

第55条 管理人の職務上の義務違反

- (1) 管理人の職務上の義務違反につき、執行士会は、連帯債務者として、管理人とともに被害者に対して責任を負うが、執行士会と管理人との間の関係では、管理人のみが責任を負う。管理人が、第20条第3項及び第4項の規定に基づいて、学生又は代理人の職務上の義務違反について責任を負う場合もまた、同様とする。第20条第1項、第2項及び第5項の規定を準用する。執行士会の責任は、次項の規定に基づいて締結された保険の最低保険金の金額に限定される。
- (2) 執行士会は、第21条及び第67条第3項第3号で規定された要求を満たさなければならない保険の締結を通じ

て、前項の規定する責任から生ずる損失に対して、自己及び管理人を保護しなければならない。管理人もまた、自己の名前で、責任義務保険から生じる請求権を主張することができなければならない。

(3) 管理人の職務上の義務違反に対す

る国家の責任は存在しない。

第56条 管理人との紛争に関する管轄

報酬、決算(第52条)又は職務上の義務違反の責任に関する執行士会と管理人との間の財産法上の紛争については、訴訟物の価額に関わらず、地方裁判所が専属管轄を有する。

第6節 管理手続、個人記録

第57条 事実関係の調査

- (1) 監督官庁は、職権で事実関係(Sachverhalt)を調査する。監督官庁は、羈束裁量に基づいて必要と解する証拠(Beweismittel)を利用する。
- (2) 手続に関与する志願者、執行士又は学生は、事実関係の調査に協力し、かつ、必要な場合に限り、証拠の利用につき同意を表明しなければならないが、第95条の規定は影響を受けない。協力が拒絶されたために監督官庁が事実関係を十分に解明することができなかった場合には、法的利益(Rechtssvorteile)の供与を求める申立ては、却下されなければならない。関係者は、この法律効果について指摘を受けなければならない。

第58条 個人情報

- (1) 裁判所、官庁及び執行士会は、執行士の任命、代理人又は執行士管理人の任命、学生の教育の許可、執行士の解職又は学生の職務からの免職、許可、認可又は免除の取下げ又は取消し、及び、秩序に反する行為又は職務上の義務違反を理由とする手続の開始のために、伝達機関の観点から必要とされる個人情報を、決定権限を有する機関に伝達するが、これは、伝達によって保護に値する関係者の利益が害されない場合又は公的な利益が関係者の

秘密保持の利益に優越する場合に限る。特別な法律上の利用規律と相容れない場合には、伝達は行われぬ。

- (2) 執行士又はそれと同等の者が職務上の義務に違反したという疑いを基礎づける事実が税務署に知れ渡ったときは、税務署は、その知識が法律効果の実現のために伝達機関の観点から必要な場合に限り、当該事実を管轄する監督官庁に通知するが、公課法第30条の規定は、これを妨げない。

第59条 個人記録

- (1) 執行士及び第5条第2項第1号所定の学生に関して、個人記録が作成される。個人記録は、極秘に取り扱われ、かつ無権限者による閲覧から保護されなければならない。個人記録には、それが職務関係と直接的内部的な関連を有する限り、情報ファイル(Dateien)に記録された、執行士又は学生に関するものを含むすべての資料が属する(個人記録情報・Personalaktendaten)。その他の資料は、個人記録に記載してはならない。個人記録は、関係者が他の方法で利用することを承諾する場合を除いて、個人管理(Personalverwaltung)又は個人の経済活動(Personalwirtschaft)のためにのみ利用される。

- (2) 個人記録は、実質的な観点に基づ

いて、基本記録（Grundakten）、部分記録（Teilakten）及び付属記録（Nebenakten）（基本記録又は部分記録にも存在する資料）に区分される。基本記録には、すべての部分記録及び付属記録の完全な目録が記録されなければならない。

- （３） 個人管理の範囲内で人事（Personalangelegenheiten）の処理を委託された従業員のみが、個人管理又は個人の経済活動のために必要な場合に限り、個人記録を入手することができる。自動呼出手続（automatisierten Abrufverfahren）による入手の場合も、同様とする。
- （４） 監督官庁は、志願者、執行士、学生、元執行士及び元学生に関する個人情報、職務関係の基礎、遂行、終了若しくは清算のため、若しくは組織的、個人的及び社会的措置のために必要な場合、又は法律上認められている場合に限り、収集することができる。当該個人情報を収集するための調査用紙（Fragebögen）は、ラント司法行政部の認可を必要とする。

第60条 聴聞義務

執行士又は学生は、他の法規によって聴聞が行われない場合に限り、自己に不都合な又は不利となり得る苦情（Beschwerden）、主張及び評価について、個人記録へ記録する前に、聴聞を受けなければならない。関係者の発言は、個人記録に用いなければならない。

第61条 閲覧権

- （１） 執行士又は学生は、職務が終了した後であっても、完全な個人記録について閲覧する権利を有する。
- （２） 閲覧は、職務上の理由と矛盾しな

い限り、執行士又は学生の代理人（Bevollmächtigten）に認められなければならない。正当な利益を疎明した場合の遺族及びその代理人もまた、同様とする。個人記録の照会につき、前２文の規定を準用する。

- （３） 個人記録を作成し管理する官庁は、閲覧が認められる場所を指定する。職務上の理由と矛盾しない限り、抄本（Auszüge）、謄本、複写（Ablichtungen）又は複製（Abdrucke）を作成することができる。執行士又は学生について自動的に記録される個人記録情報の表現は、要求に応じて、それらの者に任せなければならない。
- （４） 執行士又は学生は、法律上他に規定がない限り、自己に関する個人情報を含み又は職務関係のために作成若しくは利用される他の記録についても閲覧する権利を有するが、これは安全性審査記録（Sicherheitsakten）には適用されない。関係者の情報が、第三者の情報又は秘密保持を要する個人に関連しない情報と、分割が不可能又は極度に多額の費用を要する場合にのみ分割が可能なほどに結合しているときは、閲覧は認められない。この場合には、関係者にその旨の回答がなされなければならない。

第62条 第三者への提示

- （１） 個人管理又は個人の経済活動のために個人記録を直近上級の（nächsthöheren）監督官庁に提示することは、執行士又は学生の承諾がなくても認められる。同様のことは、同一の管轄範囲にある官庁についてはその提示が人事決定（Personalentscheidung）の準備又は遂行のために必要な場合に限り、また異なる管轄範囲の官庁につい

ては当該官庁が人事決定に協力しなければならない場合に限り、妥当する。監督官庁の委託によって医学的鑑定書を作成する医師に対しては、同様に承諾がなくても個人記録を提示することができる。個人記録の照会につき、前3文の規定を準用する。情報が十分な場合には、提示を差し控えなければならない。

- (2) 公共の福祉の著しい損害を予防するため又は第三者の正当かつより高次な利益を保護するために情報の提供が絶対に必要な場合を除いて、執行士又は学生の承諾を得た場合にのみ、第三者に情報を提供することができる。情報の内容及び受取人については、関係者に対して、書面で通知しなければならない。

- (3) 提示及び情報は、それぞれ必要な範囲に限定されなければならない。

第63条 根拠のない又は不都合な内容の除去

- (1) 懲戒法上の個人記録からの除去に関する規定 (Tilgungsvorschriften) の適用を受けない苦情、主張及び評価に関する資料は、以下のとおり取り扱う。

- 1 根拠がない又は誤っていると証明された場合には、執行士又は学生の同意を得て、遅滞なく、個人記録から除去及び破棄されなければならない。
- 2 執行士又は学生にとって不都合な又は不利になり得るものである場合には、申立てにより、3年後に、除去及び破棄されなければならない。前文第2号の規定する期間は、本条所定の新たな事実関係により、又は刑事手続若しくは懲戒手続の開始によっ

て、中断される。新たな非難 (Vorwurf) が根拠がない又は誤っていると証明された場合には、当該期間は中断されなかったものとみなす。

- (2) 刑事事件における通知は、懲戒行為の構成要素でない場合に限り、また、連邦中央登録簿 (Bundeszentralregister) からの情報は、執行士又は学生の同意を得て、3年後に、除去及び破棄されなければならない。前項第2文及び第3文の規定を準用する。

第64条 個人記録情報の自動的処理

- (1) 個人記録情報は、情報ファイル内で、個人管理又は個人の経済活動のためにのみ、処理及び利用することができる。その伝達は、第62条の規定に基づいてのみ認められる。他の官庁による自動的な情報請求は、特別な規定がない限り、認められない。

- (2) 医療又は心理学の検査及び調査に関する資料は、その結果が適性に関係しかつその処理又は利用が執行士又は学生の保護に役立つ場合に限り、個人管理の範囲内で、その結果のみを自動的に処理又は利用することができる。

- (3) 執行士又は学生の地位に関する決定は、個人情報自動的処理により直接取得された情報及び知識にのみ依拠してはならない。

- (4) 最初の記録に際し、第1項の規定に基づいて記録される情報の種類は、関係者に通知されなければならない。重要な変更がある場合には、この者に報告しなければならない。さらに、自動的個人管理手続の処理及び利用の形式は、これを文書に記録し、かつ、各利用目的並びに定期的な受取人及び自動的情報伝達の内容を含めて、一般に公

示しなければならない。

第２章 執行士会及び連邦執行士連合会

第１節 執行士会

第65条 執行士会の形成及び所在地

- （１） ラントの執行士は、執行士会を形成する。
- （２） 執行士会は、ラント政府の所在地にその所在地を有する。
- （３） ラント間契約（Staatsvertrag）により、複数のラントの執行士のために１つの執行士会を設立することについて規律することができる。

第66条 執行士会の地位

- （１） 執行士会は、社団法人とする。執行士会の会則及びその変更は、総会（Kammerversammlung）により決議される。これは、ラント司法行政部の認可を必要とし、かつ当該行政部の指定する機関紙において公告しなければならない。
- （２） ラント司法行政部は、その管轄範囲内にある執行士会に対して、国家の監督（Staatsaufsicht）を行う。当該監督は、法律及び会則が遵守されていること、特に執行士会に委託される職務が履行されていることに制限される。
- （３） 業務年度が終了した時点で、執行士会は、ラント司法行政部に対して、当該年度内の活動、団体内で活動している執行士及び学生の状態、並びに出納及び経営の管理（Kassen- und Wirtschaftsführung）に関する報告書を提出する。
- （４） 監督官庁は、執行士の利害に関係

するすべての重要な事項について、執行士会を聴聞する。

第67条 執行士会の職務

- （１） 執行士会は、そこに統合された執行士の全体を代表する。執行士会は、その構成員の名誉及び信用が損なわれないように監視し、その活動に際して監督官庁を補助し、執行士の権利の保護を促進し、かつ執行士及び学生の良心的及び誠実な職務行使に配慮しなければならない。
- （２） 執行士会は、指導要綱（Richtlinien）において、法律上の規定及びそれに基づいて公布された法規命令の範囲内での自己の構成員の職務上の義務及びその他の義務を、会則を通じてより詳細に規定する義務を負う。前条第１項第２文及び第３文の規定を準用する。指導要綱には、以下の事項に関する詳細な規律を記載しなければならない。
 - １ 執行士の独立性及び公平性の維持
 - ２ 第12条第３項の規定により遵守されるべき行動
 - ３ 他人の財産上の利益の保持
 - ４ 本人による職務行使の義務の遵守
 - ５ 共同の職務行使及び共同の事務室の利用のための結合の創設、管理、継続及び終了
 - ６ 第19条の規定により遵守されるべき行動
 - ７ 職員の雇用及び教育

- 8 職務執行区域外で職務活動を行う場合、又は土地管轄がない場合に遵守されるべき原則
- 9 必要な継続教育の範囲及びその証明
- 10 他の執行士に対して、また、裁判所、官庁、弁護士及び関係者の他の助言者に対して特別な義務
- 11 学生の実務教育
- 12 第5条第2項第1号の場合における、教育のために学生が配属された執行士による教育資金の全部又は一部の償還 (Erstattung)
- (3) その他、執行士会は、以下の義務を負う。
 - 1 第5条第2項第1号の場合において、以下の事項を行うこと。
 - a) 学生の教育方法の準備をすること。
 - b) 学生の教育資金、並びに勤務能力がない (Dienstunfähigkeit) 場合の学生の扶助金 (Versorgung) 及び遺族の扶助金を支払うこと。
 - c) 学生に対して教育資金の返済を主張すること。
 - 2 執行士及びその補助員 (Hilfskräfte) の職務上の継続教育の方法、並びに当該職能階級のその他の共同負担のための方法を準備すること。
 - 3 引き起こされた財産損害が補償金額 (Deckungssumme) を超え又は故意行為として普通保険約款により保険保護の対象から除外されるために、第21条所定の保険契約では填補されない義務違反から生じる危険に対しても保険を掛けることを目的として、第21条所定の職業責任義務保険を補充するための保険契約を締結

- すること。当該保険契約においては、保険を掛けられた各執行士の各保険事故に対する保険金は、故意の義務違反から生じる損害の場合には最低12万5000ユーロであり、その他の義務違反から生じる損害の場合には最低25万ユーロでなければならないが、保険年度内に1名の執行士によって引き起こされたすべての損害に対する保険者の給付は、最低保険金の4倍の金額に限定される。第21条第5項の規定を準用する。ラント政府は、法規命令により、生じ得る損害を考慮して、保険契約において保険年度内にすべての保険を掛けられた執行士によって引き起こされたすべての損害に対する保険者の総給付 (Gesamtleistung) の限度となる金額を決定する権限を有する。
- 4 執行士管理人によって引き受けられる執行士職 (Gerichtsvollzieherstelle) を経済的に管理すること。
 - 5 ラント司法行政部、裁判所又はラントの行政官庁が執行士の事項に関して要求する意見書 (Gutachten) を作成すること。
 - 6 氏名及び職務執行区域が記された、当該団体に統合された執行士の一覧表を作成し、これを一般に公告すること。
 - 7 通常の業務時間外における緊急の措置のために、職務執行区域内で許可された執行士の待機業務を整備すること。
 - (4) 執行士会は、以下の事項をすることができる。
 - 1 福利厚生施設を運営すること。
 - 2 単独で又は他の執行士会と共同して、執行士の故意行為による損害で

前項第３号の規定する保険契約によっても填補されない支払いを、法的義務と関係なく可能とする施設を運営すること。

- ３ 設立の目的に合致するその他の職務を引き受けること。

第68条 執行士会の機関

執行士会の機関は、理事会（Vorstand）及び総会とする。

第69条 理事会の職務及び構成

- （１） 理事会は、第72条の規定に関わらず、執行士会の職務を代表する。緊急の場合には、理事会は総会に代わって決議をし、総会の追認を受けなければならない。
- （２） 理事会は、会長、副会長及びその他の構成員により構成される。理事会の構成員は、総会により、その会員の中から、５年の任期で選任される。
- （３） 理事会の構成員は、名誉職として（ehrenamtlich）活動する。
- （４） 理事会は、職務規定（Geschäftsordnung）に従う。理事会は、事務所を運営することができる。

第70条 理事会の守秘義務

- （１） 理事会の構成員は、一理事会から脱退した後も一理事会での活動を通じて執行士、学生及びその他の者に関して認識した事項について、すべての者に対して守秘義務を負い続けなければならない。執行士会及び第67条第４項第１号及び第２号の規定する施設の従業員、並びに当該団体又は施設での協力を依頼された執行士及び学生もまた、同様とする。
- （２） 裁判上の手続において、前項に規定された者は、理事会での活動を通じて執行士、学生及びその他の者に関して認識した事項について、許可なく供

述してはならない。

- （３） 当該許可は、執行士会の理事会が付与する。当該許可の拒絶は、執行士会の地位若しくは職務に関する事由、又は事実を認識された者の正当な利益から拒絶が不可避免的に要求される場合にのみ、なされなければならない。連邦憲法裁判所法第28条第２項の規定は、影響を受けない。

第71条 部会の形成

- （１） 理事会は、執行士会の会則で許容される場合には、複数の部会（Abteilungen）を形成することができる。理事会は、部会に対して、独立して遂行する業務を委託する。
- （２） 各部会は、理事会の構成員から少なくとも３名で構成されなければならない。部会の委員は、その中から、部会長及び副部会長を選任する。
- （３） 暦年の始まる前に、理事会は、部会及びその委員の数を確定し、部会に業務を委託し、かつ個々の部会の委員を決定する。理事会の各構成員は、複数の部会に属することができる。代表団（Abordnungen）の変更は、１年の間に（im Laufe des Jahres）、部会の過剰負担のため又は部会の個々の委員の交替若しくは長期間の支障のために必要な場合にのみ、これを行うことができる。
- （４） 理事会は、部会に対して、執行士会の所在地の外で会議を開催する権限を付与することができる。
- （５） 部会は、その権限の範囲内で、理事会の権利及び義務を有する。
- （６） 理事会が適切と解する場合、又は部会若しくは部会長が申し立てる場合には、理事会は、部会に代わって決定を行う。

第72条 会長の地位及び職務

- (1) 会長は、裁判上及び裁判外で、執行士会を代表する。
- (2) 会長は、執行士会及び理事会の業務上の取引を執り行う。
- (3) 会長は、理事会の会議及び総会の議長を務める。
- (4) 会則により、会長に他の職務を委託することができる。

第73条 総会の招集及び職務

- (1) 総会は、会長によって招集される。
- (2) 会長は、総会を、毎年1回は招集しなければならない。さらに、構成員の十分の一が書面で申立てを行い、かつその際に総会で取り扱われるべき事項を列挙している場合には、会長は総会を招集しなければならない。
- (3) 総会は、開催される日の少なくとも2週間前に、書面又は会則で定められている新聞による公告 (öffentliche Einladung) を通じて、議事日程 (Tagesordnung) を添付して、招集されなければならない。招集が発送された日及び総会の日は、期間の計算に際して算入してはならない。緊急の場合には、会長は、より短い期間で総会を招集することができる。
- (4) 総会は、特に以下の事項について義務を負う。
 - 1 第66条第1項第2文所定の執行士会の会則を決議すること。
 - 2 第67条第2項所定の指導要綱を決議すること。
 - 3 会費の金額及び支払期を決定すること。
 - 4 共通の事項のための費用を賄うために必要な方法を承認すること。
 - 5 執行士会の収入及び支出並びに財

産の管理に関する理事会の決算書 (Abrechnung) について調査し、かつ報告の承認 (Entlastung) に関して決議すること。

第74条 執行士会の会則

執行士会の機関及びその権限に関する詳細な規定は、会則でこれを定める。

第75条 執行士会の会費

- (1) 執行士会は、職務の履行のために必要な範囲で、執行士から会費を徴収する。
- (2) 未払いの会費は、執行士会の会長によって発行される、執行力の証明及び当該団体の職印が付された支払請求書 (Zahlungsaufforderung) に基づいて、民事訴訟における判決の執行に関する規定により取り立てることができる。

第76条 執行士会の権限

- (1) 執行士会は、その権限の行使に際し、執行士及び学生に対して、情報提供、帳簿及び書面の提出、並びに当該団体の管轄機関への本人自らの出頭を請求することができる。執行士会は、これにより獲得した情報 (Kenntnisse) を、第67条第4項所定の施設に伝える権限を有するが、これは、当該施設がその職務の履行のために必要とする場合に限る。
- (2) 執行士会は、前項の規定により執行士及び学生に課された義務を強制するために、事前の書面による予告 (Androhung) に基づいて、繰り返し、強制金 (Zwangsgeld) を確定することができる。個々の強制金は、1,000ユーロを越えてはならない。強制金は、執行士会の収益とし、未払いの会費と同様に取り立てられる。

第77条 訓告

- （１） 執行士会は、軽微な秩序違反行為の場合に、執行士及び学生に対して訓告（Ermahnung）を言い渡す権限を有する。
- （２） 訓告が言い渡される前に、関係者は聴聞されなければならない。訓告は、秩序違反行為から５年以上が経過した場合には、言い渡してはならない。
- （３） 訓告は、理由を述べなければならない。訓告は、関係者に送達されなければならない。決定通知（Bescheid）の写しは、監督官庁に通知されなければならない。
- （４） 決定通知に対して、関係者は、送達から１ヶ月以内に、書面で、執行士会の理事会に、異議（Einspruch）を申し立てることができる。異議に対しては理事会が決定を行い、この場合には前項の規定を準用する。
- （５） 訓告に対する異議が執行士会の理事会によって却下された場合には、関係者は、懲戒裁判所の裁判を求める申立てをすることができる。当該申立て

は、異議に対する決定の送達から１ヶ月以内に、書面で行い、かつその理由を述べなければならない。懲戒裁判所は、決定により、終局的裁判を行う。その他、裁判所の手続につき、ラント司法公務員に適用される、懲戒処分に対する裁判所の裁判を求める申立てに関する規定を準用する。当該規定に基づいて手続費用が使用者（Dienstherren）に課される限り、その代わりに執行士会がこれを負担する。

- （６） 執行士会による訓告は、第96条（非難）所定の措置又は懲戒方法に関する監督官庁の権利に影響を及ぼさない。監督官庁が当該権利を行使する場合、執行士会の権限は終了し、すでに言い渡された訓告は無効となる。ただし、懲戒裁判所が、秩序違反行為が確認されなかったことを理由に訓告を取り消した場合には、同一の行為に関する監督権限及び懲戒権限の行使は、当該裁判の際に裁判所が認識していなかった事実及び証拠に基づいてのみ、許容される。

第２節 連邦執行士連合会**第78条 連邦執行士連合会の統合及び所在地**

- （１） 執行士会は、連邦執行士連合会に統合される。
- （２） 連邦執行士連合会の所在地は、会則でこれを定める。

第79条 連邦執行士連合会の地位

- （１） 連邦執行士連合会は、社団法人とする。
- （２） 連邦司法大臣は、連邦執行士連合会に対して、国家の監督を行う。当該監督は、法律及び会則が遵守されてい

ること、特に連邦執行士連合会に委託される職務が履行されていることに限定される。

- （３） 代表者会議（Vertreterversammlung）によって決議された連邦執行士連合会の会則及びその変更は、連邦司法大臣の認可を必要とする。

第80条 連邦執行士連合会の職務

- （１） 連邦執行士連合会は、法律により配分された職務を履行しなければならない。連邦執行士連合会は、特に以下の事項を行わなければならない。

- 1 執行士会全体が取り組む問題について、個々の執行士会の意見を確認し、かつ共同の討論によって多数派の意見を確定すること。
 - 2 執行士会全体に関連するすべての事項について、管轄ある裁判所及び官庁に対して連邦執行士連合会の意見を述べること。
 - 3 官庁及び関係諸団体 (Organisationen) に対して執行士会全体を代表すること。
 - 4 立法に関与する連邦の官庁若しくは法人 (Körperschaft) 又は連邦裁判所が執行士の事項に関して要求する意見書を作成すること。
 - 5 代表者会議の決議を通じて、第67条第2項の規定に基づいて各執行士会によって公布される指導要綱を紹介 (Empfehlungen) すること。
- (2) 連邦執行士連合会は、設立の目的に合致するその他の職務を引き受けることができる。連邦執行士連合会は、特に、執行士会及びその構成員の専門的な助言 (Beratung)、執行士の継続教育、並びに職業上の学生の教育及び継続教育に資する措置を講ずることができる。

第81条 連邦執行士連合会の機関

連邦執行士連合会の機関は、幹事会 (Präsidium) 及び代表者会議とする。

第82条 幹事会

- (1) 幹事会は、会長、副会長及び3名の他の構成員により構成される。
- (2) 幹事会は、代表者会議により選任される。代表者会議の構成員は、すべて選任されることができる。
- (3) 幹事会の構成員は、5年の任期で選任される。構成員が期限前に脱退した場合には、当該脱退後に開催される

代表者会議において、残りの選任期間のために、新たな構成員が選任されなければならない。

- (4) 幹事会は、職務規定に従う。幹事会は、事務所を運営することができる。

第83条 守秘義務

連邦執行士連合会の幹事会の構成員、その協力を依頼された執行士及び学生、並びに連邦執行士連合会の従業員の守秘義務につき、第70条の規定を準用する。

第84条 会長及び幹事会の職務

- (1) 会長は、裁判上及び裁判外で、連邦執行士連合会を代表する。
- (2) 幹事会の会議において、会長は議長を務める。
- (3) 幹事会は、連邦司法大臣に対して、連邦執行士連合会及び幹事会の活動に関する報告書を、毎年作成する。さらに、幹事会は、幹事会の選任の結果について、連邦司法大臣に届け出る。

第85条 連邦執行士連合会の決議

- (1) 連邦執行士連合会は、原則として、代表者会議でその決議を行う。
- (2) 幹事会は、代表者会議の意見を聴いて、第80条第1項第2文第4号で連邦執行士連合会に配分された職務を処理する。緊急の場合には、意見を聴くことを要しないが、構成員には、行われた措置について、遅滞なく情報を提供しなければならない。

第86条 代表者会議

- (1) 各執行士会は、代表者会議において、当該団体の会長又はその他の構成員を通じて代表される。
- (2) 代表者会議においては、執行士にも、個々の問題についての意見表明

(gutachtlichen Äußerung) を認めることができる。

第87条 代表者会議の招集及び議決

- (1) 代表者会議は、会長により招集される。会長は、代表者会議の議長を務める。会長は、幹事会又は少なくとも3つの執行士会が申し立てる場合には、代表者会議を招集しなければならない。執行士会の申し立ては、書面で行われなければならない、かつ代表者会議で取り扱われるべき事項を列挙しなければならない。
 - (2) 緊急の場合には、会長は、招集につき会則で定められた期間よりも短期間で、代表者会議を招集することができる。この場合には、決議がなされなければならない事項を列挙することを要しない。
 - (3) 反対する執行士会が3団体以下の場合には、代表者会議の決議は、書面で行うこともできる。
- #### 第88条 代表者会議の決議
- (1) 代表者会議において、各執行士会は、議決権を有する。
 - (2) 代表者会議は、本法又は会則で他の規定がない限り、投票された議決権の過半数により決議を行う。得票が同

数の場合には、議長の議決により決定するが、その選択はくじ (Los) で決する。

第89条 幹事会の報告

幹事会は、代表者会議に対して、すべての重要な事項を報告しなければならない。

第90条 機関の名誉職的活動

幹事会及び代表者会議の構成員は、名誉職として活動する。

第91条 会則

連邦執行士連合会の機関及びその権限に関する詳細な規定は、会則でこれを定める。

第92条 報告書及び意見書の請求

連邦執行士連合会は、法律又は会則で配分された職務を履行するために、各執行士会に対して、報告書及び意見書の提出を求める権限を有する。

第93条 連邦執行士連合会の会費

- (1) 連邦執行士連合会は、職務の履行に要する人的及び物的な不足を填補するために定められた会費を、各執行士会から徴収する。
- (2) 会費の金額は、代表者会議によりこれを定める。

-
- (1) 本法律案第1条の執行士法草案第29条第3項は、連邦参議院の委員会勧告を受けて修正された規定である。このうち、第1文から第4文には変更がない。他方で、第5文は、「税務署には、要求に応じて書面の閲覧が認められなければならない。」という規定から現在の規定に変更された。また、修正前は第6文および第7文として「裁判所には、請求された書面が送付されなければならない。他の公官庁には、その職務の履行のために必要な場合に限り、書面が伝達される。」と規定されていたが、これらは削除された。修正の理由は、修正前の第5文から第7文の規律が情報保護法上の観点からあいまいであるために、修正後の第5文の規定するような統一的な規律に置き換える必要があるという点にある。